

2 経営主体別施設の状況

施設の種類を経営主体別にみると、児童福祉施設では、市区町村が約5割と多くなっている。また、有料老人ホームは約9割がその他の法人となっている。(表2、図2、統計表第7表)

表2 施設の種類の別による経営主体別施設の構成割合

平成22年10月1日現在

	施設数	構成割合(%)								
		総数	公 営			私 営				
			国・独立行政法人	都道府県	市区町村 ¹⁾	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	その他の法人 ²⁾	その他
総数	50 343	100.0	0.1	0.5	37.7	45.1	1.5	0.4	13.9	0.9
保護施設	297	100.0	-	-	11.1	88.9	-	-	-	-
老人福祉施設	4 858	100.0	-	0.0	21.1	74.5	0.7	0.2	2.8	0.7
障害者支援施設等 ³⁾	3 764	100.0	0.2	0.5	2.4	58.8	5.1	0.3	32.1	0.7
身体障害者更生援護施設 ⁴⁾	498	100.0	-	0.6	1.6	97.2	-	0.2	0.4	-
知的障害者援護施設 ⁴⁾	2 001	100.0	-	0.4	3.3	96.2	-	-	0.0	-
精神障害者社会復帰施設 ⁴⁾	504	100.0	-	0.8	1.4	39.3	49.4	1.2	7.9	-
身体障害者社会参加支援施設 ⁵⁾	337	100.0	-	3.6	15.1	63.8	-	7.1	9.8	0.6
婦人保護施設	47	100.0	-	42.6	-	57.4	-	-	-	-
児童福祉施設	31 623	100.0	0.1	0.6	51.2	41.6	0.2	0.4	5.1	1.0
(再掲)保育所	21 681	100.0	0.0	0.0	45.6	48.6	0.0	0.0	5.0	0.8
母子福祉施設	63	100.0	-	-	12.7	46.0	-	-	41.3	-
その他の社会福祉施設等	6 351	100.0	-	-	23.9	8.8	3.4	0.3	62.5	1.0
(再掲)有料老人ホーム	4 144	100.0	-	-	-	6.2	4.9	0.1	88.6	0.3

注:1) 「市区町村」には、一部事務組合・広域連合を含む。

2) 「その他の法人」には営利法人(会社)を含む。

3) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

4) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

5) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

図2 施設の種類の別による公営-私営別構成割合

